

年 企 発 0825 第 1 号
令 和 8 年 8 月 25 日

地方厚生（支）局
保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年熊本地震に係る現況届の事務処理に関する指導等について

令和 8 年熊本地震にて被災された被保険者を加入員等とする存続厚生年金基金（以下「厚基」という。）の現況届の事務処理については、「令和 8 年熊本地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について」（令和 8 年 8 月 12 日年企発 0812 第 1 号）により通知しているところである。

今般、「令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 323 号）（別添 1 参照）及び「令和 8 年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件について」（令和 8 年 8 月 17 日年管発 0817 第 1 号）（別添 2 参照）により下記の対象者の厚生年金保険の現況届の提出期限が延長されることとなったところであり、貴管下の厚基の指導等に特段のご配慮を賜りたい。

記

1. 対象者

令和 8 年熊本地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域に令和 8 年 7 月 28 日において住所を有する受給権者又は受給者であってその誕生日が 7 月 1 日から 12 月 31 日までの間にある者。

2. 延長後の提出期限

令和 9 年 1 月 27 日

○厚生労働省告示第三百二十三号

国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号）、厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号）、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給権者がその日までに届書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号）、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号）、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに届書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十四号）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第六条第一項の規定に基づき年金生活者支援給付金受給資格者がその日までに届書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成三十年厚生労働省告示第四百二十五号）において、受給権者、受給者又は受給資格者がその日までに届書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に令和八年七月二十八日において住所を有する受給権者、受給者又は受給資格者であつて次の各号に掲げる者が令和八年においてそれぞれ当該各号に定める届書を提出すべき日は、これらの定めにかかわらず、令和九年一月二十七日とする。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

一 誕生日が七月一日から十二月三十一日までの間にある受給権者、受給者又は受給資格者 届書等（国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日第二号に規定する届書等（次号において「所得状況の届出」という。）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第六条第一項の規定に基づき年金生活者支援給付金受給資格者がその日までに届書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日第二号に規定する届書等（第三号において「所得及び世帯状況の届出等」という。）を除く。）

二 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定による遺族基礎年金の受給権者 所得状況の届出
三 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第三十五条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給者 所得及び世帯状況の届出等

年管発 0817 第 1 号
令和 8 年 8 月 17 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件について（通知）

令和 8 年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件（令和 8 年厚生労働省告示第 323 号）が本日付けで告示され、同日から適用されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は以下のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、地方厚生（支）局及び市町村に対しては、別途周知することとしていることを申し添える。

記

1 趣旨

配偶者若しくは子が加給年金額若しくは子の加算額の対象者等となっている受給権者若しくは受給者、障害の程度の診査が必要な受給権者若しくは受給者又は住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者、受給者若しくは年金生活者支援給付金の受給資格者（以下「受給権者等」という。）は、毎年（障害の程度の診査が必要な受給権者等が提出する障害状態確認届については厚生労働大臣が指定した年）、誕生日の属する月の末日までに、生計維持確認届、障害状態確認届、現況届等を日本年金機構に提出しなければならないが、正当な理由がなくこの提出がないときは、年金及び年金生活者支援給付金（以下「年金等」という。）の支払が一時差止めとなる。また、国民健康保険中央会及び情報提供ネットワークシステムで所得情報を取

得できない 20 歳前障害基礎年金の受給権者及び年金生活者支援給付金の受給者は、毎年 9 月 30 日までに、所得状況届等を日本年金機構に提出しなければならず、正当な理由がなくこの提出がないときは、年金等の支払が一時差止めとなる。

令和 8 年熊本地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域に住所を有する受給権者等であって、被災後間もなく生計維持確認届、障害状態確認届、現況届、所得状況届等（以下「届書等」という。）の指定期限日（誕生日の属する月の末日又は 9 月 30 日をいう。以下同じ。）が到来するものについては、指定期限日までに届書等を提出することが困難な状況にあることが想定される。

また、令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 260 号）が令和 8 年 8 月 7 日付けで公布され、同日から施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）の規定の一部が、当該地震による災害に適用された。これにより、当該地震に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する者等に係る行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日については、その延長等の措置が行われることとなったところである。

これらの事情に鑑み、本告示は、年金等の受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金等の支払いが一時差止めとなることがないように、その提出期限を延長するものである。

2 内容

令和 8 年 7 月 28 日において令和 8 年熊本地震に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する年金の受給権者等であって①から③までに掲げる者が、令和 8 年において提出するそれぞれ①から③までに定める届書等の提出期限を、令和 9 年 1 月 27 日に延長する。

- ① 誕生日が 7 月 1 日から 12 月 31 日までの間にある受給権者等 生計維持確認届、障害状態確認届、現況届等
- ② 20 歳前障害基礎年金受給権者 所得状況届
- ③ 年金生活者支援給付金受給者 所得状況届等